

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第1号）

- 1 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）により、特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例が創設され、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請に係る手数料の徴収については条例を定めなければならないこととされたこと、畜産農家が商取引等のため必要とする検査について県民負担の適正化及び公平化を図る必要があること、動物用体外診断用医薬品の価格が改定されること、介護支援専門員実務研修受講試験に要する経費が増額されること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成31年6月1日、一部の規定は規則で定める日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第2号）

- 1 平成31年10月1日から実施される消費税率及び地方消費税率の引上げに対応するため、使用料、手数料等について見直しを行い、改定することとした。
- 2 平成31年10月1日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第3号）

- 1 自動車の保管場所証明の申請等に係る手続が見直されたこと等に伴い、県民負担の適正化及び公平化を図るため、自動車保管場所証明申請手数料等について、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年10月1日から施行することとした。

◇香川県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第4号）

- 1 県民に開かれた港湾の形成を図ることを目的として、高松港においてパークゴルフ場等を新たに整備することに伴い、当該パークゴルフ場等について使用料を定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例及び建築基準法施行条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第5号）

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正され、用途地域等において制限される建築について例外的に特定行政庁が許可する場合における当該許可の手続の合理化が図られたこと、建蔽率の上限を引き上げができる建築物として、特定行政庁が前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における当該壁面線を越えない建築物等で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものが追加されたこと、既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合及び建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限が緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇香川県医学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第6号）

- 1 将来、指定専門医療機関において特定診療科に係る業務に従事しようとする医師に対し、専門医研修資金を貸し付けることにより、県内における医師の確保

を図る等のため、所要の改正を行うこととした。

- 2 平成31年4月1日から施行することとした。

◇県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第7号）

- 1 一般金融市場における金利の水準を勘案し、県の債権に係る延滞金等の利率を引き下げるため、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第8号）

- 1 個人番号を利用することができる事務として、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する事務を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第9号）

- 1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部が改正され、土壌汚染状況調査が猶予されている土地の形質の変更を行うときは、当該土地の所有者等は、それが軽易な行為等である場合を除き、あらかじめ知事に届出を行わなければならず、知事は、当該届出を受けた場合は、当該土地の所有者等に対し、当該土地の土壌汚染状況調査をさせて、その結果を報告すべき旨を命ずるものとされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。

◇香川県立五色台少年自然センター条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第10号）

- 1 香川県立五色台少年自然センター自然科学館を閉館することに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県一般海域管理条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第11号）

- 1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）により、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、経済産業大臣及び国土交通大臣が海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定し、国土交通大臣が当該区域の占用等に係る許可をすることとされたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例及び香川県計量検定所条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第12号）

- 1 工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部が改正され、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改められたため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年7月1日から施行することとした。

◇香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第13号）

- 1 小学校の児童数並びに中学校及び高等学校の生徒数の変化等を踏まえ、県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数を改めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第14号）

- 1 労働基準法（昭和22年法律第49号）の一部が改正され、使用者は、協定で定めるところによって限度時間を超えない時間に限り時間外労働をさせることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。

◇職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第15号）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成31年香川県条例第16号）

- 1 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の廃止に伴う経過措置によりなお従前の例により旧就農支援資金の貸付けの業務を行うこととされた県青年農業者等育成センター又は融資機関に対する、当該業務に必要な資金の県による貸付事業が終了することに伴い、就農支援資金特別会計を廃止するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。

◇香川県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例（平成31年香川県条例第17号）

- 1 医療施設耐震化臨時特例交付金の交付を受けて実施してきた耐震化整備事業が終了するため、香川県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年香川県条例第60号）を廃止することとした。
- 2 平成31年4月1日から施行することとした。